

第25号議案 大田区立学校校外施設設置条例の一部を改正する条例

- 改正理由
野辺山学園を廃止するため条例の一部改正する。
- 改正内容（案）
新旧対照表のとおり
- 施行予定年月日
令和3年4月1日

<<<新旧対照表>>>

○大田区立学校校外施設設置条例

新	旧
大田区立学校校外施設設置条例 昭和48年6月15日 条例第31号	大田区立学校校外施設設置条例 昭和48年6月15日 条例第31号
目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 指定管理者による管理（第3条—第6条） 第3章 校外施設の利用（第7条—第17条） 第4章 伊豆高原学園の活用（第18条—第21条） 第5章 補則（第22条_____） 付則 （名称及び位置） 第2条 校外施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 大田区立伊豆高原学園 静岡県伊東市八幡野1154番地の3 （利用の手続） 第8条 （略）	目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 指定管理者による管理（第3条—第6条） 第3章 校外施設の利用（第7条—第17条） 第4章 伊豆高原学園の活用（第18条—第21条） 第5章 補則（第22条・ <u>第23条</u> ） 付則 （名称及び位置） 第2条 校外施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 大田区立伊豆高原学園 静岡県伊東市八幡野1154番地の3 <u>大田区立野辺山学園 長野県南佐久郡南牧村大字野辺山字二ツ山674番地</u> （利用の手続） 第8条 （略）

新	旧
<p>利用を取り消した利用者は、承認を受けた内容の<u>利用料金</u>を納付しなければならない。ただし、委員会が相当な理由があると認めたときは、この限りでない。</p>	<p>利用を取り消した利用者は、承認を受けた内容の<u>利用料金等</u>を納付しなければならない。ただし、委員会が相当な理由があると認めたときは、この限りでない。</p>
<p><u>5</u> (略)</p>	<p><u>6</u> (略)</p>
<p><u>6</u> 第1項及び第2項の利用料金_____並びに前項の実費は、区が利用するときは徴収しない。</p>	<p><u>7</u> 第1項及び第2項の利用料金<u>又は第3項の使用料</u>並びに前項の実費は、区が利用するときは徴収しない。</p>
<p><u>7</u> 第1項及び第2項の利用料金並びに<u>第5項</u>の実費（指定管理者が徴収するものに限る。）は、指定管理者の収入とする。</p> <p>(利用料金_____の減免)</p>	<p><u>8</u> 第1項及び第2項の利用料金並びに<u>第6項</u>の実費（指定管理者が徴収するものに限る。）は、指定管理者の収入とする。</p> <p>(利用料金<u>又は使用料</u>の減免)</p>
<p>第12条 指定管理者又は委員会は、委員会規則で定めるところにより、前条第1項及び第2項の利用料金_____を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用料金_____の不返還)</p>	<p>第12条 指定管理者又は委員会は、委員会規則で定めるところにより、前条第1項及び第2項の利用料金<u>又は同条第3項の使用料</u>を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用料金<u>又は使用料</u>の不返還)</p>
<p>第13条 既に納めた第11条第1項及び第2項の利用料金_____は、返還しない。ただし、委員会規則で定めるところにより、その一部又は全部を返還することができる。</p> <p>(準用)</p>	<p>第13条 既に納めた第11条第1項及び第2項の利用料金<u>又は同条第3項の使用料</u>は、返還しない。ただし、委員会規則で定めるところにより、その一部又は全部を返還することができる。</p> <p>(準用)</p>
<p>第17条 第8条から第13条まで（<u>第11条第7項</u>を除く。）の規定は、指定管理者の指定を取り消し、又は伊豆高原学園の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合で、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、委員会が臨時に伊豆高原学園の管理の業務を行う場合に準用する。この場合において、第8条第1項中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、<u>同条第2項第3号中「利用料金」とあるのは「使用料」と</u>、第11条第1項及び第2項中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、「あらかじめ委員会の承認を得て定めた利用料金」とあるのは「委員会の定めた額の使用料」と、<u>同条第3項中「承認を受けた内容の利用料金」とあるのは「承認を受けた内容の使用料」と</u>、「変更後の内容の利用料金」とあるのは「変更後の内容の使用料」と、</p>	<p>第17条 第8条から第13条まで（<u>第11条第8項</u>を除く。）の規定は、指定管理者の指定を取り消し、又は伊豆高原学園の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合で、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、委員会が臨時に伊豆高原学園の管理の業務を行う場合に準用する。この場合において、第8条第1項中「指定管理者」とあるのは「委員会」と_____、第11条第1項及び第2項中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、「あらかじめ委員会の承認を得て定めた利用料金」とあるのは「委員会の定めた額の使用料」と、<u>同条第7項</u></p>

新	旧						
<p><u>同条第4項中「承認を受けた内容の利用料金」とあるのは「承認を受けた内容の使用料」と、同条第6項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第12条及び第13条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第1備考中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第2備考中「指定管理者」とあるのは「委員会」と読み替える。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第21条 第7条の2から第17条まで(<u>第11条第1項</u>を除く。)の規定は、第18条及び第19条の規定に基づく利用について準用する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第22条</u> (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>_____中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第12条及び第13条中「利用料金」とあるのは「使用料」と_____、別表第2備考中「指定管理者」とあるのは「委員会」と読み替える。</p> <p>(準用)</p> <p>第21条 第7条の2から第17条まで(<u>第7条の2第2項並びに第11条第1項及び第3項</u>を除く。)の規定は、第18条及び第19条の規定に基づく利用について準用する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(職員)</u></p> <p><u>第22条 野辺山学園に必要な職員を置く。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第23条</u> (略)</p> <p><u>別表第3 (第11条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="826 1133 1471 1328"> <tr> <td data-bbox="826 1133 1043 1279">1人1泊</td> <td data-bbox="1043 1133 1267 1279">高校生(これに相当する年齢の者を含む。)以上</td> <td data-bbox="1267 1133 1471 1279">860円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1043 1279 1267 1328">小・中学生</td> <td data-bbox="1267 1279 1471 1328">350円</td> </tr> </table> <p><u>備考 使用料は、食事代を含まないものとする。</u></p>	1人1泊	高校生(これに相当する年齢の者を含む。)以上	860円		小・中学生	350円
1人1泊	高校生(これに相当する年齢の者を含む。)以上	860円					
	小・中学生	350円					